

令和3年5月13日

## 障害者福祉サービスの在り方等に関する意見書 (発言要旨)

一般社団法人日本精神保健福祉事業連合

### I 地域における障害者支援について

○家族形態の多様化、単身世帯の急速な増加傾向にある中で、障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえ、令和3年4月のグループホームに係る報酬改定において、障害の重度化・高齢化に配慮した、改定がなされたことは評価できる。

一方、区分3以下の評価が従来より低くなり、報酬が大幅に減収することとなりました。また、休憩時間の取扱いが変更になったことにより、人件費は逆に増加となります。結果として事業所は大幅なマイナス補正により経営困難となり、夜間支援体制を急遽辞めざるを得ない状況に追い込まれています。

グループホームは街の中で障害者の暮らしを支える最もベーシックな社会資源であり、この改定は地域生活支援の理念に反するものであり、この検討会では是非再検討をお願いします。

○令和3年の報酬改定において、自立生活援助事業が標準利用期間（1年）を超えて原則1回ではなく複数回を認めたことは一定評価できますが、利用者の意思決定、区分申請、役所による認定調査日の調整、認定調査の実施、区分審査会、区分決定まで3ヶ月から4ヶ月程度かかるのが通例です。その上で地域定着支援に要する時間を考えると原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とすることは事業のスムーズな運営を考えた場合かなりハードルが高いと想定されますので、介護認定制度のような柔軟な取り扱いの検討をお願いします。

また、人員基準の緩和措置として「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」との兼務を認める方向ですが、地域生活支援におけるこの事業の重要性を踏まえ、「兼務」ではなく単独の事業として成り立つような仕組みの検討をお願いします。

### II 障害者の就労支援について

○障害者のとらえ方として労働者性（生産性）の側面だけではなく、生活者としての側面も含めトータルにとらえる事が重要であると思います。また、働くことのとらえ方として工賃（賃金）の重要性と共に、「働きがい・プライド」が大きな意味を持っていると思います。

これまで、障害者の就労支援に係る制度設計においては、障害者のとらえ方として「社会モデル」と言いつつも、障害者の「生活者としての側面」や、「働きがい・プライド」の側面に十分に配慮した制度設計となっていないと感じているところです。従いこの度の「障害者福祉サービスの在り方等」を検討に際しては、上記の二点を十分に踏まえた制度設計となるよう希望します。

令和三年度の報酬改定において、就労継続支援 B 型について、「平均工賃月額に応じた報酬体系」と、「利用者の就労や生産活動等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】し、さらには「地域協働加算」「ぴあサポート実施加算」を新設されたことは、B 型の理念の崩壊・液状化しつつあった状況を改善する大きな前進であると評価しているところです。

しかし、新設された「利用者の就労や生産活動等への参加等」を持つてと整理されていることは、障害者の持つ「生活者としての側面」や「社会的存在(人としてのつながりの中での役割期待とその遂行)」としての側面を十分に踏まえた制度設計となっていないと考えます。

従いこの度の制度設計にあたっては、新設された報酬体系については、「社会の中での居場所の提供」及び「活躍の機会」及び「生活支援」を基本機能として、障害者の労働者性ではなく生活者としての側面に更に踏み込んだ制度を検討されるよう強く希望します。

○また、就労継続支援 A 型については、障害者が持つ労働種性を前提とした保護的就労制度としての視点を重視しつつ、A 型で就労する比較的重度障害者及び 55 以上の障害者に限って最低賃金の適用除外ができるような仕組みを検討して下さい。

○雇用と福祉の連携強化については、旧労働省の精度と旧厚生省の障害者支援に係る制度が、障害者自立支援法成果においても抜本的な整理がなされないまま、今日に至っており、再整理が必要であると思います。

以上